地方視察員の派出

市町村制府縣郡制の實施あり地方自治の制度漸く行はれて各地の政況を一變し教育衛生の事も漸次緒に就き殊に殖產の一事に至ては實に驚くべきの進步を現し銀行會社製造所等其面目を一新し各地の產業駸々として隆盛の域に進む最近二三年間地方長足の進步は實に世人の意外にあり本社は豫て全國各地に通信員を設けて是等地方の狀況は常に報道を紙上に揭げ細大漏す所なきを期すと雖も未だ之を以て滿足する能はず絕えず社員を各地に派して詳かに其狀況を探り以て殖產世界に利益する所あらんと欲し過般來計畫する所あり頃日準備既に整頓したれば今後は時々社員を各地に派出して地方の政況を始め農工商事各般の狀況を紙上に報道し讀者をして坐ながら各地進步の實況を詳知せしむることを期す而して今や重要貿易品の一たる製茶の季節に向ひたるを以て地方狀況視察の第一着手として社員**伊澤良立氏**を產茶地方に派し其狀況を探らしむる事と爲し氏は昨日を以て其途に上り先づ靜岡縣下の茶況を視察し夫れより熱田を經て四日市に出で三重縣下の製茶地方を巡覽し更に江州に出でゝ製絲業を調查し歸途名古屋其他沿道の地方に於ける農工商業の實況を探り日々之を本社に報道する筈なれば該地方の模樣は今後十數日の時事新報紙上に躍出すべし

二十六年四月二十二日　時事新報社

時事新報

德川史編纂の必要

此頃の新聞紙上に見えたる如く文部大臣は從來帝國大學に委囑しありたる歷史編纂の事業を一時中止して更に體裁を一變し適任の人を得て之に托する筈なりと云へり抑も修史の事たる大事業にして人を要し金を要し且つ時を要するものなれば一私人に於て企つるは容易ならず國家の業として政府にて爲すこそ適當なりとして扨て素より大事業の事なれば時を期して功を急ぐ可らざるは勿論なれども今日の實際に於て事業の創設以來二十餘年の時を經過し且つ金を費したることも少なからずして毫も見る可きものなしとありては餘りに緩慢の次第なれば更に適任の人を得て之に托するも止むを得ざるの處分なる可し其處分は我輩に於ても異論なき所なり而して事業の目的は如何なる歷史を修めんとする者なりやと云ふに其體裁は兎も角もとして日本立國三千年間の事實を敍して完全なる一大歷史を編纂するの目的にてもあらんか是れ又異論なき所なれども我輩は此際當局者に向て一の希望ありと云ふは外ならず取り敢へず德川時代の歷史編纂に着手すること是れなり聊か其理由を述べんに從來日本には完全の歷史に乏しと雖も尙は事實の徵す可きものなきに非ず更に精密に調查して完全なるものを編纂するは素より必要なれども其事たる是非とも今日に於てせざれば出來がたき事にも非ざれば材料の蒐集、事實の調查に怠らずして姑く大成を他日に期するも可なれども德川史の編纂に至りては全く事情を異にして其事の目下に必要なるのみならず今日の好機會は再びす可らざるの恐れなきに非ず抑も今の日本社會の文明は德川の治世三百年の間に培養して開國維新の春に花を開きたるものなりとは學者の夙に唱ふる所にして政治なり文學なり美術なり工藝なり凡そ今の文明社會の要素は其治世の間に發達して今日の美を成したるものこそ多ければ苟も日本社會の事を觀察せんとするには先づ德川時代の制度慣習文物の有樣に參考す可きは勿論にして今の政治家が政府に立て法を制し政を行ふにも前代の事實を調查せざるときは實際に當りて肯綮を誤ることも多かる可し例へば德川の中央政府が封建割據の群雄を駕御して寸兵を動かさしめず固く政權を握りて三百年間の太平を維持したる其治術政略の巧妙なるは今の文明流の政治家と雖も迚も企て及ぶ可らざるものあるは申す迄もなく當時中央及び各藩の政府に於ける地方制度の如きは一種の自治制にして其仕組は殆んど完全の極に達したりと云ふも不可なきが如し然るに維新以來德川時代の事とあれば其美醜善惡に論なく專制壓抑なり因循姑息なりとて一概に之を擯斥抹殺して顧みず只管西洋の風に摸せんとして其眞を寫すを得ず俗に云ふ虻蜂取らずの失策も少なからず彼の自治制の如きは即ち其一例にして今日に至りては制法の當局者に於ても竊に自家の不明を悔ゆることならん然れども政治の事は姑く擱き今代文明の要素は德川の治世に養成したる者多しとの事實、果して相違なき以上は其事實を調查して原因結果の次第を明にするは目下の必要にして修史家の最も力を用ふる所なる可し而して殊に注意を要するは今や德川の時代を距ること未だ遠からずして學者故老の尙は存するもの少なからざるのみならず或は當時の政局に參し或は商賣に從事して身躬から局に當りたる人もなきに非ざれば親しく事實を尋ぬるの便利もあれども若しも數年を經るときは其人々も世を謝して折角の便利を失ふに至る可し史上の記事に往々實を誤りて事の眞を失ふこと多きは從來の通弊にして歷史家の遺憾とする所なれば今日の機會に其事を企てざるときは他日の悔を遺すこと必ず多かる可し支那にては革命易姓の事ある每に必ず前朝の歷史を修むるの例にして彼の唐書晉書五代史の類の如き皆然らざるはなし明治政府は修史の局を開て二十年來その業に從事しながら毫も成效の見る可きものなきのみならず今代の事實に關係多きその德川史の編纂にさへ着手せざりしとは從來の欠典にこそあれば今回修史の體裁を一變して適當の當局者を得ると同時に取り敢へず德川時代の歷史編纂の事に着手あらんこと我輩の希望する所なり

官報

○勅令

朕明治二十六年徵集ス可キ新兵員數ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年四月二十一日

海軍大臣伯爵西鄉從道
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二十三號

明治二十六年徵集ス可キ新兵ノ員數左表ノ通定ム(表ハ略ス)

朕海軍大佐海軍大尉及各相當官進等ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十六年四月二十一日

海軍大臣伯爵西鄉從道

勅令第二十四號

高等官四等ニ敍セラレタル海軍大佐及相當官竝七等ニ敍セラレタル海軍大尉及相當官ハ海軍高等武官進級條例第二條ニ揭クル實役停年最下期限ノ中數ヲ經ルニアラサレハ進等セシメサルコトヲ得ス但休職停職非職及禁刑中ノ日數ハ實役停年ニ算入セス

○遞信省告示第百二十六號

來ル五月一日ヨリ左ノ郵便受取所ニ於テ小包郵便ヲ取扱ハシム

明治二十六年四月二十二日　遞信大臣伯爵黑田淸隆

國名	市郡名	受取所名
武藏國	東京市	日本橋區日本橋通郵便受取所
武藏國	東京市	日本橋區本石町四丁目郵便受取所
武藏國	東京市	日本橋區北新堀町郵便受取所
武藏國	東京市	日本橋區檜町郵便受取所
武藏國	東京市	淺草區元鳥越町郵便受取所
武藏國	東京市	淺草區黑船町郵便受取所
武藏國	東京市	淺草區新吉原揚屋町郵便受取所
武藏國	東京市	神田區三河町郵便受取所
武藏國	東京市	神田區神田五軒町郵便受取所
武藏國	東京市	神田區松田町郵便受取所
武藏國	東京市	神田區猿樂町郵便受取所
武藏國	東京市	神田區神田餌鳥町郵便受取所
武藏國	東京市	麴町區三番町郵便受取所
武藏國	東京市	麴町區下六番町郵便受取所
武藏國	東京市	芝區濱松町郵便受取所
武藏國	東京市	芝區櫻田本郷町郵便受取所
武藏國	東京市	下谷區南稻荷町郵便受取所
武藏國	東京市	下谷區下谷坂本町郵便受取所
武藏國	東京市	下谷區池ノ端仲町郵便受取所
武藏國	東京市	本所區本所相生町郵便受取所
武藏國	東京市	京橋區京橋弓町郵便受取所
武藏國	東京市	本郷區本郷森川町郵便受取所
武藏國	東京市	深川區洲崎辨天町一丁目郵便受取所
武藏國	南豐島郡	內藤新宿郵便受取所
攝津國	神戶市	北長狹通郵便受取所
攝津國	神戶市	榮町郵便受取所
攝津國	神戶市	兵庫湊町郵便受取所
攝津國	神戶市	東出町郵便受取所
攝津國	神戶市	新町郵便受取所

○警察令第十號

明治二十五年(八月)警察令第十七號同第十八號ハ廢止ス

明治二十六年四月二十二日　警視總監園田安賢

警察令第十號參照

警察令第十七號(明治二十五年八月一日)

繪具染料商ニシテ左ニ記載スル毒藥劇藥ハ封緘シタル容器ヲ開テ零賣スルコトヲ得ス

鹽酸加里(コロール酸カリウム)　重クロール酸カリウム　鷄冠石、雄黃、雌黃、石黃、金硫黃
ピクリン酸及其鹽類　硝酸　粗製硝酸　硫酸　粗製硫酸
硝酸銀

此ノ警察令ニ違背スル者ハ刑法第四百二十七條第八項ニ依リ一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

警察令第十八號(明治二十五年八月一日)

繪具染料商、煙火製造人、寸燐製造人、錦畫印刷人ハ毒藥劇藥ノ收支ニ關スル帳簿ヲ設ケ收支ノ都度之ニ記入スヘシ警察官吏ハ其帳簿及藥品ニ就キ臨時檢査スルコトアルヘシ

前項收支ノ記入ヲ爲サス又ハ檢査ヲ拒ム者ハ刑法第四百二十七條第八項ニ依リ一日以上三日以下ノ拘留又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス

雜報

○製鐵事業の調查と委員　別項に揭載せる通り政府は臨時製鐵事業調查委員會規程なるものを定めて愈々其調查に取掛る緒を啓きたりそも政府が此の事業調查として第四議會に二萬四千九百餘圓を要求せし當時の案にては農商務省中に臨時製鐵事業調查局を設置し內地に在ては製鐵所設立地に關する調查を繼續し又內國產の製鐵原料を尙ほ廣く精查して銑鐵及び鋼鐵の試製をなすと共に海外諸國に於ける製鐵所の組織及び技術上の調查をなす目的なりしかども議會は痛く此の經費を削減して僅に六千六百三十圓(此の內旅費千五百圓、雜給二千七百七十五圓、廳費二千三百五十五圓)となしたる結果は到底當初の考案を實行することを能はず實に一の別局として事務を執ると能はざる程の廳費、雜給なれば委員を外國に派遣する抔は思ひ寄らざる話にして千五百圓の金の如きは內地旅行の用にすら乏しきを訴ふる事ならん故に調查は勿論、不充分と覺悟して六千餘圓の活用をなすの外なければ委員會に關する常務の取扱は多分地質調查所員をして兼しめ鑛山局長之を掌理する事となるべし而して當委員會は委員長一人、委員[…]長は既に齋藤農商[…]定かならず尤も昨[…]られたる牧野毅(海[…](海軍大技監)野呂[…]共(海軍大技士)長[…]上諸氏の外に當時[…]しなり)の任は未[…]されば自然是等の[…]しといふ

○臨時製鐵事[…]任せる製鐵事業調[…]制定せり

臨時製鐵事[…]

第一條　臨時製[…]

調查するもの[…]

一　各地に於[…]及運搬[…]

二　各地にお[…]煉瓦石、[…]

三　調查する[…]

四　外國に於[…]製鐵所設[…]

五　製鐵所に[…]法を調查[…]

六　外國に於[…]狀況を調[…]

七　製鐵所に[…]係る事項[…]

八　外國製鐵[…]

九　調查する[…]

第二條　臨時製[…]若干人を以て[…]

第三條　委員[…]中より撰定[…]臣奏請裁可[…]

第四條　委員會[…]局長之を掌理[…]

第五條　委員會[…]せしむる等の[…]旨本大臣に[…]

第六條　委員會[…]くるときは委[…]

○取引所諸問[…]引法施行細則幷[…]來月十五六日頃[…]請願者總代及び[…]に關する種々の[…]る如く此程大江[…]たるも全く右諸[…]

○不[…]

醫[…]

余(鳥井靜齋)は[…]すく分らずな[…]を知るの必要起[…]を看ては、迚も[…]上り、馬車を驅[…]左すれば其手紙[…]たるを待ち、直[…]屋に走らせ、久[…]話し居る內に、[…]余等は一團體を[…]り、今の池田獸[…]